

# リックカード会員規約

## 第1条(リックカード会員)

リックカードは、全日産・一般業種労働組合連合会(以下「日産労連」という)が組合員のためライフサポート活動を実施するにあたっての会員証として発行するもので、リックカードが発行された者を「リックカード会員」とします。

## 第2条(カードの発行)

リックカードは、組合員およびエルダークラブ会員については原則として全員に発行するものとし、職制による非組合員および制度上の非組合員については希望した者に発行するものとします。

## 第3条(カード機能)

リックカードは、原則としてクレジット機能付きカード(以下「リックUCカード」という)とし、次の場合に限りクレジット機能のないカード(以下「リックハウスカード」という)を発行するものとします。

- ①18歳未満の者
- ②クレジットカード会社の入会基準により入会出来なかった者
- ③その他

## 第4条(リックハウスカードへの変更)

リックUCカードは、クレジットカード会社の指示によりリックハウスカードに変更されることがあります。この場合、リックUCカードはただちに返却するものとします。

## 第5条(リックUCカードへ変更)

リックハウスカードからリックUCカードへ変更を希望する場合は、新たにリックカード入会申込書を提出するものとします。

## 第6条(退会)

リックカード会員が日産労連に加盟している組合の属する企業を退職、または組合を脱退しリックカード会員でなくなった場合にはリックカードを返却するものとします。ただし、定年退職しエルダークラブ会員となった場合は、リックカード会員を継続するものとします。

## 第7条(諸変更)

届出事項の諸変更に伴うリックカード届出書の提出は、原則として組合組織を通じて行うものとします。ただし、リックUCカードの盗難・紛失に伴う場合等のリックカード届出書の提出は、クレジットカード会社へ直接行うものとします。

## 第8条(カード会員規約の適用)

リックUCカードのショッピング、キャッシング(1回払)、キャッシング(リボ)、リボルビング等のクレジットとしての利用に関しては、クレジットカード会社の「会員規約」並びに「リックUCカード会員特約」によるものとします。

以上

# リックUCカード会員特約

## 第1条(リックUCカード会員)

全日産・一般業種労働組合連合会(以下「日産労連」という)および株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」という)に対し、本特約およびUCカード会員規約(以下「会員規約」という)を承認のうえ、リックUCカードの利用をお申込みいただき、日産労連およびセゾンがカード利用を承諾した方をリックUCカード会員とします。契約は、日産労連およびセゾンが承諾をした日に成立するものとします。

## 第2条(規約の適用)

リックUCカード会員には、次の各項に定める事項については本特約で定める内容が適用され、そのほかについては、会員規約が適用されるものとします。

1.会員規約第3条(カードの年会費)第1項は次のとおりとします。

リックUCカード会員は、リックUCカードの配偶者カードについてセゾンに対し所定の年会費(入会申込書、またはパンフレット参照)を支払うものとします。なお、年会費の支払期日はカード送付時に通知するものといたします。

2.会員規約第13条(カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補)第2項および第3項に基づき、リックUCカード会員が被る全ての損害は、日産労連が全額てん補します。

## 第3条(本規約の変更等の準用)

会員規約第19条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、会員規約第19条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

以上